(公印・契印省略)

 $\Box D$ Ш 17 $^{\circ}$ \mathcal{O} Щ 関通情電第6 年 10 令和

> 礟 岭 宫崎 合同会社ピーチ 代表社員

誠一郎 村上 総務大臣

(通知) 電気通信事業の届出書について

令和7年10月6日付けで届出のあった電気通信事業届出書は、定められた様式を満たした有効な届出であるものとして受理したので、当該届出に係る届出番号を通知する。 なお、今後、総務省に対して照会、報告等を行う場合にあっては氏名及なお、今後、総務省に対して照会、報告等を行う場合にあっては氏名及び住所とともに、下記届出番号及び届出年月日も併せて記載されたい。

0 Ø Пþ 細 丑 Щ $\overline{}$

တ 9 တ $^{\circ}$ S

> Ш Щ # 田 Щ

> > $\mathcal{C}\mathcal{A}$

Ш တ 令和7年10月

電気通信事業法に基づく行政手続について(国内法人等) [重要]

今後、<u>電気通信事業法に基づく変更、廃止及び休止等に当たって必要となる主な手続</u>は以下のとおりです。 下記 HP から最新の様式 をダウンロードして、使用してください。届出・報告を怠った場合は、届出義務違反の罰則が適用される場合がありますので、適正に対 応してください。同封した通知書は再発行することができませんので、適切に保管してください。

	変更内容	提出時期	提出書類
田所 (木田) 変更後 2 変更が行われたことを証する書類(コピー不可)	氏名(商号・個人の氏名)		1 電気通信事業氏名等変更届出書(様式第6)※電話番号、電子メールアドレスの変更のみの場合は、以下の書類は提出不要
(議議・議受・合併・分割・指統)	住所(本店所在地)	変更後	2 変更が行われたことを証する書類(コピー不可)
	代表合氏名(対入のや) 番片第1 番片		法人であれば登記事項証明書(ただし、法務省に登記済の場合は、省略可)
	電話番号、電士メールプトレス		個人であれば住民票の写し(変更前後の情報が記載されたもの)
提供する電気通信役務 変更後 2 提供する電気通信役務の表(棒式第4) 事業の承権(※1) 1 電気通信事業承継届出書(棒式第11) 事業の承権(※1) 事業の譲渡、譲受外信告(株式第11) 事業の全部体止又は全部廃止 3 ネットワーク構成図(株式第3) (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) 3 ネットワーク構成図(株式第3) (国人であればた影の写し(本)) 3 ネットワーク構成図(株式第3) 事業の全部体止又は全部廃止 4 法人であれば定款の写し(コピー不可) 事業の一部体止又は一部廃止 5 法人であれば定款の写し ※上記の事業の休止又は底止削二、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信等業法の消費者保護ルールに関する方イドライン」の「業務の体廃止に係る周知等(株式第12の5) ※上記の事業の休止又は廃止削二、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信等業法の消費者保護ルールに関する方イドライン」の「業務の体廃止に係る周知等(株式第12の5) 法人の解散(※2) 解散後 1 解散届出書(株式第12の5) は数数の体を信意できる書面(コピー司) 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー司)			1 電気通信役務の変更報告書(様式第10)
事業の承継(※1) 事業の 3 ネットワーク構成図(様式第3) (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) 事業の承継(※1) 事業の (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) 事業の (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) 3 ネットワーク構成図(様式第3) 4 法人であれば登記事項証明書(体式第12) 事業の 4 法人であれば世景票の写し(コピー不可) 5 法人であれば住民票の写し(コピー不可) 事業の 1 電気通信事業全部体止(廃止)届出書(様式第12) 本社会 1 電気通信事業全部体止(廃止)届出書(様式第12) 本たる 1 電気通信事業全部体に(廃止)届出書(様式第12の3) 原止後 1 電気通信事業全部体に(廃止)届出書(様式第12の3) ※と記の事業の休止又は序止前に、利用者には相当な期間をおいての事前間知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関する方不にライン」の『業務の休廃止に係る間知等(株式第12の5) ※役務の変更があった場合には電気通信事業法の消費者保護ルールに関する方法人の解散(※2) 法人の解散(※2) 解散後 1 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可) 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	提供する電気通信役務	変更後	2 提供する電気通信役務の表(様式第4)
事業の承継(※1) 事業の 2 事業の譲渡、譲受契は合併、分割若しくは相続があったこと証する書類 (譲渡・譲受・合併・分割・相続) 事業の (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) 事業の承継(※1) 3 ネットワーク構成図(様式第3) 事業の全部休止又は全部廃止 6 法人であれば登記事項証明書(ただし、法務省に登記済の場合は省路可) 事業の一部休止又は全部廃止 1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12の3) 事業の一部休止又は全部廃止 1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(様式第12の3) ※上記の事業の休止又は企計前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の「業務の休廃止に係る周知等(法第28条の5)関係基を考定してください。 ※上記の事業の休廃止に係る周知等(法第28条の5)関係基を考定してください。 1 解散値 法人の解散(※2) 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)			3 ネットワーク構成図(様式第3) ※記載事項に変更がある場合のみ
事業の 事業の (合併契約書、譲受文は合併、分割も続があったこと証する書類 事業の承継(※1) (合併契約書、譲送契約書などの写し等) (譲渡・譲受・合併・分割・相続) 3 ネットワーク構成図(様式第3) 事業の全部体止又は全部廃止 (本人であれば定民票の写し(コピー不可) 事業の一部休止又は一部廃止 1 電気通信事業全部体止(廃止) 届出書(様式第12の3) ※と記の事業の休止又は廃止前に、利用者には担当な期間をおいての事前間知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の『業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4、第26条の5)関係直を考判してください。 法人の解散(※2) 解散後 2 清算人もしくは確定管財人の地位を確認できる書面(コピー可)			1 電気通信事業承継届出書(様式第11)
事業の承継(※1) 事業の (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) (譲渡・譲受・合併・分割・指統) 承継後 4 法人であれば登記事項証明書 (ただし、法務省に登記済の場合は省略可) 事業の全部休止又は全部廃止 6 法人であれば世景の写し(コピー不可) 事業の一部休止又は一部廃止 1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12) ※上記の事業の休止又は応止前に、利用者には担当な期間をおいての事前間知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイデライン」の『業務の休廃止に係る周知等(法第126条の4、第 26条の5)関係記を考引こして代さか。 法人の解散(※2) 解散後 1 解散個出書(株式第1205) ま人の解散(※2) 解散後 2 清算人もしくは確産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	ARTIC - NUMBER	E FW D	2 事業の譲渡、譲受又は合併、分割若しくは相続があったこと証する書類
事業の 3 ネットワーク構成図(様式第3) 事業の字部 (深度・合併・分割・相続) 承継後 4 法人であれば登記事項証明書 (ただし、法務省に登記済の場合は省略可) 事業の全部休止又は全部廃止 6 法人であれば住民票の写し(コピー不可) 事業の全部休止又は全部廃止 1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12の3) 事業の一部休止又は一部廃止 株止後 1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(株式第12の3) ※と記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するがイドライン」の『業務の休廃止に係る周知等(法第26条の 4、第26条の5)関係』を参考にして付さい。 ※の30 法人の解散(※2) 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	17 ANY 1997 1 mm	(#	(合併契約書、譲渡契約書などの写し等)
職務・議受・台併・分割・相続 本株を 4 法人であれば登記事項証明書(ただし、法務省に登記済の場合は省略可) 事業の全部休止又は全部廃止 1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12) 本止後 1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(様式第12) ※上記の事業の休止又は一部廃止 2 ネットワーク構成図(様式第3) ※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には担当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の『業務の休廃止」「係当知等(法第26条の4、第26条の5)関係』を参考にしてください。 法人の解散(※2) 解散後 1 解散届出書(様式第1205) 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事業の)	3 ネットワーク構成図(様式第3)
事業の全部休止又は全部廃止 1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12) 事業の全部休止又は一部廃止 1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(様式第12の3) ※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の『業務の休廃止に係る周知等(法第26の4、第26条の5)関係上を参考にしてください。 法人の解散(※2) 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	(護波・譲受・合併・分割・相続)	承継後	4 法人であれば登記事項証明書(ただし、法務省に登記済の場合は省略可)
事業の全部休止又は全部廃止 1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12) 事業の全部休止又は全部廃止 1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(様式第12の3) 事業の一部休止又は一部廃止 2 ネットワーク構成図(様式第3) ※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の [業務の休廃止に係る周知等(法第 26 条の 4, 第 26 条の 5)関係記を参考にしてください。 法人の解散(※2) 解散後 客数後 1 解散届出書(様式第12の5) ま人の解散(※2) 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)			個人であれば住民票の写し(コピー不可)
事業の全部休止又は全部廃止 (株止後) 1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12の3) 事業の一部休止又は一部廃止 (株は第12の3) ※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の [業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4、第26条の5)関係記を参考にしてください。 法人の解散(※2) 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	- BEST - BEST - BEST Dec	18 HW ID	
事業の一部休止又は一部廃止 中止とは 1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(様式第12の3) ※上記の事業の休止又は一部廃止 ※役務の変更があった場合には電気通信役務の変更報告書(様式第10)の提出も必要 ※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の [業務の休廃止に係る周知等(法第 26 条の 4、第 26 条の 5)関係』を参考にしてください。 法人の解散(※2) 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	事業の全部休止又は全部廃止		1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12)
事業の一部休止又は一部廃止 廃止後 2 ネットワーク構成図 (様式第3) ※役務の変更があった場合には電気通信役務の変更報告書(様式第10)の提出も必要 ※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の [業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4、第26条の5)関係』を参考にしてください。 法人の解散 (※2) 解散後 1 解散 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー司)		休止後	1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(様式第12の3)
※ 公務の変更があった場合には電気通信役務の変更報告書(様式第10)の提出も必要 ※ 上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の [業務の休廃止に係る周知等(法第26 条の4、第26 条の5)関係過を参考にしてください。 ま人の解散(※2) 年 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	事業の一部休止又は一部廃止	廃止後	2 ネットワーク構成図(様式第3)
※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の [業務の休廃止に係る周知等(法第 26 条の 4、第 26 条の 5)関係』を参考にしてください。			※役務の変更があった場合には電気通信役務の変更報告書(様式第10)の提出も必要
イドライン」の [業務の休廃止に係る周知等(法第26条の4、第26条の5)関係』を参考にしてください。 ま人の解散 (※2) 解散後 2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)	※上記の事業の休止又は廃止前	こ、利用者に	、相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガ
解散後 2	イドライン」の『業務の休廃止に係	そる周知等(法)	3 26 条の 4、第 26 条の 5)関係』を参考にしてください。
牌款後 2	(*) (*) (*) (*) (*) (*) (*)	### ###	1 解散届出書(様式第12の5)
	法人の解散 (※2)	肿 耿 俊	2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)

(※2)清算人もしくは破産管財人からの届出となります。 (※1)事業を承継した者からの届出となります。

【上記の各種手続の問い合わせ先】

関東総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 第二事業担当

電話: 03-6238-1675 E-mail: kanto-todokede@soumu.go.jp

右記のQRコードからもご利用ください。 【様式のダウンロード(総務省のHP)】 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsi

【電気通信事業者の公表について】

総務省HPにて、電気通信事業者の情報を公表しております。https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html ユーザー等からの提供サービスへの問い合わせに対し適切な案内となるよう、社内全体で情報共有を図ってください。

【外為法に基づ〈事前届出について】

外国投資家が、届出電気通信事業者の日本の企業に対して、一定の投資(株式取得や外国法人の関係者の役員就任等)を行う場 合は、当該投資について事前届出を提出する必要があります。外国投資家から出資を受ける場合は、外国投資家にその旨をお伝 えください。ご不明な点がございましたら、財務省国際局 調査課 投資企画審査室(03-3581-4111(内線 2887)、<u>monitoring</u> fpro@motgojp)、又は日本銀行 国際局 国際収支課 外為法手続グループ(03-3277-2107)にお問い合わせください。



様式第4(第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2 第2号関係)

提供する電気通信役務

		Hardwitch the control of the control	
		電気迪信役務の種類	提供する役務
Н	加入電話		
2	総合デジタル通信サービス	X.	
	(中継電話又は公衆電	(中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)	
က	中継電話(国際電話であるものを除く。	あるものを除く。)	
_	用緊需等年	国際電話	
#		国際総合デジタル通信サービス	
5	公衆電話		
		三・九一四世代移動通信システムを使用するもの	手 贩
9	携带電話	第五世代移動通信システムを使用するもの	
		三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを 使用するもの以外のもの	
7	PHS		
α	- 一般	当該 1 P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
0		当該 I P電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	
တ	ワイヤレス固定電話		
2	衛星移動通信サービス		
11	FMCサービス	- The state of the	
12	インターネット接続サー	ا ا ا	再販
13	FTTH	共同住宅等内にADSL設備その他の電気通信設備を用いるもの 以外のもの	
	アクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
14	DSLアクセスサービス	χ	
15	FWAアクセスサービス	*	
16	CATVアクセスサービス	Κ N.	
17	携帯電話・PHSアクセスサービス	2スサービス	
38	三・九一四世代移動通信アクセスサ	雷アクセスサービス .	ni i
19	第五世代移動通信アクセスサ	アスサービス	
20	ローカル5Gサービス		
21	フレームリワーサードス	۲	
22	ATM交換サービス		
23	公衆無線LANアクセスサ	スサービス	
6	B 117 A	全国BWAアクセスサービス	
†	n w cs アクセスサービス	八 人	
		自営等BWAアクセスサービス	
25	I PーVPNサービス		
26	広域イーサネットサービス	Z'X	
27	衛星アクセスサービス	The state of the s	
¢,	直田仍然	国内電気通信役務であるもの	
3	47 E X 433	国際電気通信役務であるもの	
53	アンライセンスLPWAサー	1サービス	The state of the s
30	上記1から29までに掲げ	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	

31	インターネット関連サー	31 インターネット関連サービス(IP 電話を除く。)	
	-	携帯電話に係るもの	神帯 〇
32	仮想移動電気通信	PHSに係るもの	
	サードメ	ローカル5Gサービスに係るもの	
		BWAアクセスサービスに係るもの	
G		第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
, ,	トメイプや電気通信的路	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	-
		第59条の2第1項第2号に掲げるもの	
7.	2年 45	受付及び配達の業務を行う場合	
ن ب		受付及び配達の業務を行わない場合	
35	上記1から34までに掲げ	上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

- 5及び8に該 ĊΛ ただし、 ئد を配入するに Ō 右の欄に 提供する電気通信役務の種類について、
- 卸電気通信役務のみを提供する場合は この限りでない。 ΑÍ 「再販」 右の欄に 再販の役務のみを提供する場合は、 S
- 「卸」と記入すること。ただし、上記32に該当する場合は、この限りでない。 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電 5通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ 伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務(主としてインターネットへの接続点までの かこう 間の通信を媒介するものを含む。) 気通信役務を、
- 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則(以下「報告規則」という。)第1条第2項に定めるところによること。 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備
- に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の頃番号 (1、2、6、7、8又は32に限る。)により記入すること。 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号(6、7、17、18、19又は24に限る。)に該当する仮想移動電 気通信サービスについては、上記32のみに「〇」をすること。 「インターネット関連サービス(IP電話を除く。)」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務
 - 9
- 以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービ 「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。 ス」、「IXサービス」、「無線呼出しドメイン名電気通信役務のうち、
- 部を記 又は「第59条の2第 当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の-[第59条の2第1項第1号イに掲げるもの] を提供する場合は、 第1号ロに掲げるもの」 入するこ
- による改正前の電気通信事業法の規定が適用され 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関す -部を改正する法律 (平成15年法律第125号) とに留意すること。 る法律の Ю
 - 日本産業規格A列4番とすること